

## 在宅で人工呼吸器を使用している方へ

# 『災害時個別支援計画』作成のご案内



新宿区では、在宅人工呼吸器使用者とその家族が平常時から災害に備え、安全で安心した生活を送ることができるよう、「災害時個別支援計画」を作成しています。

### 災害時個別支援計画とは？

地震や台風などの災害に備え、蘇生バッグやバッテリー等の医療器具や生活物資の準備をはじめ、いざというときにどのような行動をとったらよいのか、また誰に何を支援してもらえるか等を関係者とともに考えておく必要があります。

この計画はそれらの内容を盛り込んだものです。



**関係者が皆さまのご自宅にお伺いし、話し合いをしながら進めていきます。**

日頃皆さまを支援している関係機関がご自宅に集まって、確認をしながら計画を立てていきます。



**個人情報を守ります。**

できあがった計画書は、災害時に各々の役割を果たすことができるよう関係機関がそれぞれ保管することになりますが、個人情報保護の観点から適正に管理しますのでご安心ください。



**「新宿区災害時要援護者名簿」への登録をお勧めします。**

この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員、防災区民組織及び区の関係部署に配付し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用いたします。



**新宿区では「災害時個別支援計画」作成者に対して、非常用電源装置等の給付を行っています。**

**※給付申請時に審査があります。**

※「睡眠時無呼吸症候群」のみの治療のために人工呼吸器を使用している方は、計画作成の対象にはなりません。

## 【作成方法と手順】

保健センターの地区担当保健師が計画作成についての説明を行います。  
ご本人及びご家族に計画作成に対する同意をいただいた場合、「申込書兼同意書」  
を区に提出していただきます。



区が現在ご利用中の訪問看護ステーション等に計画作成支援を委託します。（訪問看護ステーションのご利用がない方については、別途ご相談させていただきます。）



委託を受けた訪問看護ステーション等が中心となって、ご本人やご家族とともに、  
関係機関（主治医・ケアマネジャー・ホームヘルパー・保健師・障害担当ケースワ  
ーカー等）と連携して計画を作成します。



完成した計画を、ご本人及びご家族にお渡しするとともに、計画作成に協力した  
各関係機関が同じ計画（写し）を災害時に備えて保管いたします。なお、計画作  
成後は訪問看護ステーション等が訪問時に計画に基づいた対応が出来ているかの  
確認をさせていただきます。



原則として概ね年に1回計画の見直しを行います。  
ご本人に関する状況の変化があった場合も随時見直しを行います。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

### 【問合せ先】

<在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口>

新宿区健康部健康政策課地域医療係

☎ 03 (5273) 3839

FAX 03 (5273) 3876

